

定 款

(平成 25 年 6 月 21 日改訂)

株式会社 ゴルフ・ドウ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ゴルフ・ドゥ と称し、英文では G O L F ・ D O C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ関連用品の販売及び中古スポーツ用品の買取・修理・賃貸借
2. スポーツ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導
3. ゴルフ場及びゴルフ練習場等スポーツ施設の運営及び運営支援
4. インターネットを利用した商取引並びに各種情報サービスの提供、業務代理業、広告事業
5. 経営コンサルタント業務
6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務
7. 広告代理店
8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理
9. 損害保険代理業
10. 輸出入業
11. 飲食業
12. 旅行代理店業
13. 携帯電話及び情報通信機器類の販売及び役務の提供業務
14. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の卸販売
15. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の自主企画商品開発及び製造
16. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,400,000株とする。

(単元株式数)

第7条 単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権

を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

(2) 株主が議決権の行使を委任する場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(2) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の議長及び招集)

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- (3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (4) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- (2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。

- (2) 当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠っ

たことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

- (2) 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- (3) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることが

できない。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度及び決算期)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当金)

第 37 条 株主総会決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第 38 条 前条のほか、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第 39 条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則 第 6 条の変更ならびに第 7 条及び第 8 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。
なお、本条は平成 25 年 10 月 1 日の経過後、これを削除する。

改訂日

1. 改訂：平成 17 年 6 月 28 日
2. 改訂：平成 17 年 8 月 22 日
3. 改訂：平成 18 年 6 月 30 日
4. 改訂：平成 18 年 11 月 10 日
5. 改訂：平成 19 年 6 月 28 日
6. 改訂：平成 20 年 6 月 27 日
7. 改訂：平成 21 年 6 月 26 日
8. 改訂：平成 22 年 6 月 25 日
9. 改訂：平成 25 年 6 月 21 日